

三 労 発 基 0 8 3 1 第 3 号
令 和 2 年 8 月 3 1 日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

下記の石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等が公布又は告示され、別添の改正施行通達により、令和2年10月1日から順次施行されます。

三重県内におきましても、石綿等が使用されている建築物や工作物の解体又は改修の作業が適切な措置を講じずに行われている事例が散見れておりますので、傘下団体、会員、事業場等に対して、改めて石綿対策の重要性も含め改正趣旨、内容等の周知にご協力を賜りますよう、お願いいたします。

なお、改正に係るパンフレット同封いたしましたので、周知にご活用ください。

また、三重労働局ホームページ（下記URL）におきまして、改正に係る案内をしておりますので、併せて周知いただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の一覧
 - (1) 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令
(令和2年厚生労働省令第134号) 別添1
 - (2) 石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者
(令和2年厚生労働省告示第276号) 別添2
 - (3) 石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等
(令和2年厚生労働省告示第277号) 別添3
 - (4) 石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物
(令和2年厚生労働省告示第278号) 別添4
 - (5) 石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物
(令和2年厚生労働省告示第279号) 別添5

参考 三重労働局ホームページ「石綿障害予防規則改正」のご案内
https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/ishiwata20200811.html

